

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県監査委員
福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程
- 地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件

福島県監査委員

福島県監査委員告示第三号

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年八月四日

福島県監査委員

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その二）中

心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態・病歴	<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> その他（
	<input type="checkbox"/> 性格	<input type="checkbox"/> その他（	
家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> その他（
	<input type="checkbox"/> その他（		

□身体状況・能力

）
□家庭の状況

家庭の状況

報（

）

家庭生活

親族関係
その他（

）
婚姻歴

思想・信条・宗教等

思想・信条
宗教
社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（収集する理由）

要配慮個人情報

人種
病歴
心身の機能障害
医師等による指導・診療・調剤
刑事事件に関する手続
少年の保護事件に関する手続（収集する理由）

社会的身分
罪被害の事実

に改める。

附 則

- この規程は、平成二十九年八月四日から施行する。
- この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程様式第一号（その二）による用紙は、当分の間、使用することができる。

（監査総務課）

福島県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月4日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
福島県監査委員 宮 下 雅 志
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
富 樫 健 一	福島県福島市小倉寺字経塚山29番地の8
高 嶋 清 彦	山形県山形市大字平清水40番地8
渡 部 和 俊	東京都品川区西中延一丁目6番4号
高 久 健 一	福島県福島市森合字南戸ノ内15番地の1 ヒラボウマンション ン県立美術館前403
齋 藤 紀 朗	福島県郡山市咲田二丁目3番6号
尾 崎 公 律	福島県福島市浜田町8番8号 ネオハイツ浜田町1003
齋 藤 健	福島県福島市大森字赤沢73番地の11
小 山 暢	福島県福島市大森字下町47番地の11
中 鉢 政 彦	福島県福島市宮下町11番7号 アーバン宮下202

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成29年8月4日から平成30年3月31日まで

(監査総務課)